

月のテーマ

תְּאֵנָה News Navi

2015年
11月号

は、あまりにも障害認定はござん
であるということでした。こんな
状態ですから、審査請求で最初の
決定（原処分）がくつがえること
も結構あります。

**精神・知的障害の障害認定の
地域差は解消されるのか？**

—ガイドラインの目的は、障害認定の低位平準化

■ いつたいどうなつてい
るの？ 障害年金の認定

■いつたいどうなつてい
るの？障害年金の認定

年金請求書の用紙をなかなか窓口でくれない。きちんと説明をしてくれない。年金事務所になんども通つているが、ささいな書類不備でも、受け付けてもらえない。「その程度では請求をしても無駄ですよ」と心ない言葉を窓口で言われた人もいます。障害年金の請求は、思つた以上に当事者に負担を与えています。途中で請求をあきらめてしまう人もいます。

ある経営コンサルタント会社は、社会保険労務士に障害年金手続き市場への参入を訴え、事業開けられるようにしているそうで、H.P制作などの個別サポートを受

す。窓口サービスの低下が、當利企業を年金請求手続きの市場へ呼び込んでいます。

精神障害年金研究会の会員である山口多希代（P.S.W）さんは、パブリックコメントのなかで、「認定医は診断書1枚にかけられる時間は1分に満たないという現状にあるという報道」があつたことを紹介しています。初診日の証明をとり、なんども医師のもとに通い、戸籍や住民票も手に入れて、ようやく年金請求書をだしたのに、わずか数分間でろくに診断書も見ずに障害が認定されてしまう。こんな実態を知れば、障害者は怒ります。

事が掲載されました。記事によれば、厚労省が2010～2012年度の3年間を対象に、都道府県ごとの不支給割合を調べた結果、最高の大分（24・4%）と最低の栃木（4・0%）の間で6・1倍の差がありました。地域格差のことは以前から言わってきたのですが、具体的な数字で示されると大変に衝撃的です。こうした地域格差は、就労による支給停止、初診証明の取扱いなど、障害年金の実務的な面でも見られます。

格差検討会のガイドライン の問題点



彼らがガイドラインの目的です。憲法の生存権理念に反します。今後の監視が必要なだけなく、障害者の立場にたつた障害認定システムを、国民の手でつくり直す時期にきていると思います。

本稿では字数の制約もあり、格差検討会のガイドラインの中身を十分にとりあげることはできませんでした。詳細は、精神障害年金研究会発行の「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会問題点の批判と私たちの課題」をぜひお読みく

ガイドラインの認定システム	二段階認定システム
ガイドラインの問題点	
請求前段階	
①診断書作成医むけ記載要領の作成	1. 診断書作成医に予断を与える可能性
②本人に新たな提出資料を要求	2. 目安の合理性に疑問
第1段階 事務レベル 目安に基づき、等級の見通しづけ	3. 目安に合わせて診断書作成の可能性
第2段階 認定医などによる総合判断	4. 障害に関する専門知識を欠如した事務方の役割
①客観資料重視	5. 客観要素が重視されると認定の厳格化が進む可能性
②再診断取扱い要領	6. ブロック制による中央集権的認定の問題性
平成24年4月	

厚労省・年金機構案と私たちの提案 ガイドラインの作成	私たちの提案
<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定基準現状維持 2. 官僚統制 3. 請求手続き自己責任論 <ol style="list-style-type: none"> ①請求主義 ②窓口業務の軽視 4. 認定過程マニュアル化 5. 訴訟による事後救済 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定基準の抜本改正 2. 当事者参加 3. 請求手続き援助重視 4. 認定過程の充実化 <ol style="list-style-type: none"> ①専門家参加 ②弁明権保障 ③合意制 ④第三者機関の検討 5. 再審査、苦情処理、 審査請求の充実

* 上記2つの表は筆者作成

高橋芳樹（たかはし よしき）
精神障害年金研究会代表